第三千七百八十号

平成 (月曜日)

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則....... 告 規 目 示 則 次 (みらい課)

都市計画の変更...... 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正..... (都市計画課) ... (河川砂防課) ...

大規模小売店舗の変更の届出... 公 (商工政策課) ...

ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入 (会計管理課) :

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定.....

県西

民地

:

Ħ.

出

先機 関

土地改良区の管理規程廃止の認可...... 同同 :

土地改良区の管理規程の認可...... : Ħ. Ħ.

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十五年十二月九日

(

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

のように改正する。 青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次

項及び第五項」を「第五項及び第六項」に、 別表第一の備考一の6、別表第二の備考一の2及び別表第三の備考一の6中「第四 「第二項並びに第四十一条の十九の四第

項及び第二項」を「第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項」

に改め

則

る

を「第五項及び第六項」に改める部分を除く。) は、同年四月一日から施行する。 別表第二の備考一の2及び別表第三の備考一の6の改正規定 (「第四項及び第五項」 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、別表第一の備考一の6、

示

青森県告示第八百五十一号

=

公示する。 地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により 三条第一項の規定により、昭和五十一年三月十八日青森県告示第百八十四号 (急傾斜 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備

平成二十五年十二月九日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

第十九号を次のとおり改める。 万年坂急傾斜地崩壊危険区域

標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域 (鉄道の区域を除く。) 。この場合 次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び

その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。 において、標柱七号と標柱八号を結んだ線は町道深浦三十一号線官民地境界線とし、

標柱を設置した土地の表示

八	七	六	五	四	Ξ	=	_	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	西津軽郡深浦町	市町村
"	"	"	"	"	"	"		名
							深浦	大字
								名
"	浜町	"	"	"	町町	"	浜町	字
								名
三六二	三六二	二四〇の六	五〇	- 八   の	一六六の二	三二六の六	_ _ _ _	地
								番

青森県告示第八百五十二号

計画区域における区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準 用する同法第二十条第一項の規定により告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、青森都市

策課に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政

平成二十五年十二月九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する図書の名称

計画図 総括図 計画書

公

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十五年十二月九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザおきだて

青森市柳川二丁目四の二二

= 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森木材防腐株式会社

上北郡七戸町字原久保九五の三七

代表取締役 小笠原金哉

変更しようとする事項

Ξ

るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模									
ると用車来 時がす場客 間でるをが 帯きこ利駐		分							
一時五年 時五十分 三十分 十八 十八 十八 十八 十八 十八 十八 十八	閉開ゲ 店店オ 時時 刻刻	十閉十 分店分 時 刻		ا <sup>ر</sup>	店前時十	F (開スー 前た店り、 こだ時パープ	変		
分まで 十日間午前六 で翌午前六 前六だ	翌午前十 市市 市時	午後七時三	午前九時三	センター棟 (A	午後十一時	、年間十日間 午前九時 マーケット棟	更前		
翌午 午前 前六 三時 時五	閉開ゲ 店店オ 時時 刻刻	十閉十 分店分 時 刻	開館	- I ム	店前時十	F(開スー がた店り、 がた時り、 ランだり、	变		
<sup>円</sup> 三十分まで 五十分から	翌午前七時 三時	午後七時三	午前九時三	センター棟 (A	午後十一時	年間十日間 十日間 十二十十日間	更 後		
						<b>臺平</b> <b>≟</b> 成 一	年変 月 日更		

兀 届出年月日

平成二十五年十一月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2

平成二十五年十二月九日から平成二十六年四月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

2

六

意見書の提出

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

3

提出期限

平成二十六年四月九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、 日本語により記載すること。

ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

(

一般競争入札に付する事項

平成二十五年十二月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

> ノート型パーソナルコンピュータ 次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、 六百八十二台 入札説明書による。

\_ 納入期限

平成二十六年三月二十日

Ξ 納入場所

人札説明書による。

兀 入札に参加する者に必要な資格

い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

札参加資格) の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。 加資格) の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号 (物品等の競争入 資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号 (物品等の競争入札参 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号 (物品等の競争入札参加

月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。) に基づく知 札の時までの間に、受けていない者であること。 事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開 約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領 (平成十二年一 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契

4 知事の指名停止の措置が行われたものを除く。) がない者であること。 名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実 (既に 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指

るものであること。 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出してい

 $\overline{\mathcal{H}}$ 資格の審査等

5

により、審査を受けなければならない いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することにつ

提出部数 一部

2

3 提出期限等

月六日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申 請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成二十六年一

□ ⊖の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森県出納局会計管理課物品調達グループ青森市長島一丁目一の一

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七

入開札の日時及び場所

1 日 日 古

場所平成二十六年一月二十一日(時間は、入札説明書による。

八 入札執行回数

県

報

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

2

原則として三回を限度とする。

森

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則 (昭和三十九年三

月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する

-| 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る金額を入札書に記載すること。るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当すてた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ

十四 その他

2

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効と入札の無効(入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

する。

契約書作成の要否 要

その他詳細は、入札説明書による。

4 3

SUMMARY

1 Nature and quantity of the produ

to be purchased:

Notebook personal compute

6

 $\infty$ 

2 Place of delivery:

School Facility and Management
Division, Lifelong Learning Division,

8 Aomori prefectural schools

i h o k u

H

ducational

0

3 Due date:

20 March, 2014

4 Time limit for tender:

21 January, 2014 (Please refer to a bid

manual in time.)

5 Contact Point for the notice Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori

0

30 - 8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

#### 出 先 機 関

# 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条同法第八条第一項の規定により、赤石川土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する

平成二十五年十二月九日

西北地域県民局長 藤 岡 正

昭

### 二縦覧の期間

縦覧に供する種類

土地改良事業計画書の写し

平成二十五年十二月十日から平成二十六年一月十五日まで

#### 二 縦覧の場所

鰺ヶ沢町役場

土地改良区の管理規程廃止の認可

おり公告する。 二十五年十一月二十七日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のと赤石川土地改良区の赤石川第一頭首工及び赤石川第二頭首工の管理規程の廃止を平成土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第五十七条の二第三項の規定により、

平成二十五年十二月九日

西北地域県民局長 藤 岡 正

昭

### 頭首工管理規程の概要

## 一 放流及び取水に関する事項

各頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい取水を行い、毎年四月一日か

がい用水を放流するものとする。ら九月三十日までのかんがい期間にあっては、各頭首工から受益地に必要なかん

- 設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。 各頭首工管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な一)施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
- 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

に報告し、その指示により措置するものとする。とする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するもの各頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関

その他施設の管理に関し必要な事項

兀

を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。各頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項

土地改良区の管理規程の認可

月二十七日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。赤石川土地改良区の赤石川第一頭首工および第二頭首工管理規程を平成二十五年十一土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第五十七条の二第一項の規定により、

平成二十五年十二月九日

西北地域県民局長

藤

岡

正

昭

## 放流及び取水に関する事項

赤石川第一頭首工および第二頭首工管理規程の概要

首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。各頭首工管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な二)施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭

とする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長 係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するもの に報告し、その指示により措置するものとする。 各頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関

を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。 各頭首工管理責任者は、 その他施設の管理に関し必要な事項 頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項

兀